

車両リース仕様書（リース料見積用）

- 1 件 名 車両メンテナンスリース
- 2 リース物件 別紙物件見積書のとおり
- 3 リース期間 令和9年3月17日（水）から84か月（1か月毎84回払い）
- 4 メンテナンス内容
 - ① リース期間中に発生する諸費用（登録費用、自動車税、自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル料）
 - ② 定期点検（6か月点検）
 - ③ 法定点検（12か月点検、車検）
 - ④ 車検整備
 - ⑤ 一般整備・一般消耗部品交換
 - ⑥ 故障修理
 - ⑦ 代車提供（継続検査及び故障修理を受けるときに、48時間以上車両が使用できない場合。
 - ⑧ オイル交換（5,000km 毎）
 - ⑨ オイルエレメント交換（10,000km 毎）
 - ⑩ バッテリー交換（寒冷地用必要回数）
 - ⑪ 夏用タイヤ4本
 - ⑫ スタッドレスタイヤ4本
 - ⑬ タイヤの季節履き替え
- 5 その他
 - ・リース期間終了後は、車両を返却または再リースとする。
 - ・走行距離は約1,300 km／月
 - ・本契約は長期継続契約となるため、契約書には下記条項を入れること。

第〇条（予算の減額又は削除に伴う解除）

甲は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

- 2 前項の規定により甲がこの契約を解除し、乙に損失が生じた場合は、乙はその損失の補償を甲に対して請求できるものとする。
この場合における補償額は、甲乙協議して定める。

- ・新潟県県税条例第64条により、自動車税（種別割）の課税免除手続きを行うこと。

6 納車

- ① 納車期限 令和9年3月31日(水)
- ② 納車場所 十日町市役所防災庁舎1階車庫

7 担当者

総務課 行政管理係 清瀧 昌迪

T E L 025-757-3697 / F A X 025-752-4635

E-mail : t-syako@city.tokamachi.lg.jp